資料１

製品安全小委員会　中間とりまとめ（案）

製品ライフサイクル全体の安全確保の強化に向けて

～市場出荷後の長期使用時における安全性の確保～

平成１９年６月

産業構造審議会

消費経済部会

製品安全小委員会

Ⅰ．製品安全を巡る環境変化と望ましい方向性

１．製品安全を巡る環境変化

（１）消費者の保守・管理の意識・能力の相対的な低下

急速な高齢化の進展など我が国における製品安全をめぐる社会環境は大きく変化してきている。燃焼器具による事故の被害者の多くが製品の適切な使用、保守・管理において劣後する高齢者である（図Ⅰ－１）ことを踏まえれば、今後益々進むと予測される高齢化により、我が国全体として製品事故が増加していくことが懸念される（図Ⅰ－２、図Ⅰ－３）。製品の保守・管理について疎くなりがちな単身世帯も漸次増加している（図Ⅰ－４、図Ⅰ－５）。また、製造事業者・輸入事業者の努力の結果により技術革新や基準の改善や高いレベルの安全設計により製品の安全性が向上したものの、安全機能に慣れきってしまった消費者が製品に本来的に内在するリスクを忘れがちとなり、消費者の製品使用時の安全意識が低下し、逆に製品事故を誘発しやすくなっているとの指摘もある。

（２）消費者による保守・管理困難な製品の増加

製品の多機能化・高性能化・複雑化が進むとともに、保守・管理のための点検・整備等に必要な知識・技術が高度化し、たとえ高い安全意識を持つ消費者であっても専門的な知識・技術無しには自分自身で製品の点検・整備等を行うことは難しくなっている。また、製品の保守・管理を行う上で重要な情報は製品を製造・輸入・販売した事業者側に偏りがちとなり、専門的知識を有さない消費者と情報の非対称性が拡大している。製品への表示や取扱説明書の記載は重要ではあるものの、単に情報量が増えるだけでは、受け手側の消費者はそれぞれの意味が何で、特に注意すべき点は何かといったことが逆に理解し難くなっている場合もある。

（３）長期使用の経年劣化による重大製品事故の続発

製品安全をめぐる環境変化が進む中で、適切な保守・管理が行われずに使用され続けたが故に、経年劣化による重大な製品事故が生じるなどの問題が顕在化してきている。例えば、長期使用に伴い逆バイアス熱電対に付着した多量のすすによって不完全燃焼防止装置が作動せず、適切な換気も行っていなかった中で生じ

たと考えられるガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故や、空気中のオゾンによる劣化の可能性がある材料で作られた給気用２次エアホースに経年劣化によって孔が発生するとともに、長期使用により給排気筒の閉塞等の異状要因が加わって消費者が覚知しないうちに生じたＦＦ式石油温風暖房機による一酸化炭素中毒事故などが続発している（表Ⅰ－１）。

（４）急速な中古品市場の拡大

近年、循環型社会形成の進展等に伴って中古品市場は拡大の一途を辿っている（図Ⅰ－６）が、一度使用された製品が再び販売される中古品は、長期の製品ライフサイクルにおいて使用されるものである。現時点では中古品の事故が頻発するというリスクは顕在化していないものの、長期使用による潜在的事故リスクが中古市場の拡大に伴い増大してくると考えられ、何らかの対応が求められている。

２．望ましい方向性～製品安全文化の構築に向けて～

（１）製品ライフサイクル全体での事故の未然防止～「攻め」の安全確保～

上述の製品安全を巡る環境変化を踏まえると、今後、市場出荷前の製造段階の技術基準の不断の見直しや事故発生時の効果的な拡大防止措置を行うことは無論のこと、それらに加え、市場出荷後の製品使用時の事故を未然に防ぐという、製品ライフサイクル全体での「攻め」の安全確保が必要になってきている。

そのためには、製品が市場に出荷され消費者の手に渡った後は製品を所有する消費者のみがその製品という財産を自由に処分できる権限を有する者でありそれゆえに製品の安全管理は消費者の手に委ねられるものであることを前提としつつ、消費者による適切な保守・管理を困難ならしめている要因を除去しこれを可能とする仕組みを国等、事業者、消費者が連携して構築することが必要である。

（２）消費者による保守・管理意識の向上と自主的行動の促進

消費者は、製品には必ず「耐用寿命」があることをまず認識するとともに、製品を使用する場合の保守・管理は消費者自身が行うものであるという意識をしっかりと持たねばならない。その上で、保守・管理を消費者自身で適切に行うこと

が困難な場合には、必要に応じて事業者が提供する保守・管理サポートのサービスを利用するなどして、主体的に安全管理を行っていくことが必要である。

（３）「売切り型」から「製品ライフサイクル全体を見据えた」ビジネスモデルへ

製造事業者・輸入事業者や販売事業者等には、製造・輸入・販売した製品を消費者が安全に使用して豊かな生活を享受することを目標とすることを企業理念として経営がなされることが期待される。したがって、消費者の安全を確保し、その追求にコストをかけることは当然であるという認識を持ち、製品のライフサイクル全体を通じて、消費者の安全な製品の使用を支援していく姿勢が求められる。そのためには、従来の売切り型のビジネスモデルから、売った後の安全確保のサポートを含めたビジネスモデルへと移行していくことが期待される。また、消費者が安全・安心により高い価値を見いだしつつある（図Ⅰ－７、図Ⅰ－８）中で、こうしたビジネスモデルを構築することが企業自らの価値の向上につながることに思いをいたす必要がある。

製造事業者等は、製品ライフサイクル全体を見据えた設計・製造を行うとともに、市場出荷後の製品の不具合情報・事故情報を収集し、それを設計・製造にフィードバックし、より安全な製品の設計・製造を行うことが求められる。また、消費者に使用上の注意事項や点検の必要性などの保守・管理上重要な情報を製品表示等により、より分かり易く提供することが求められる。

また、製造事業者等による表示等の情報提供だけでは、消費者が十分その保守・管理上重要な情報を覚知しえない場合もあることから、消費者と直接接する販売事業者等には、保守・管理上重要な情報についてこれまで以上に適切な提示・説明を行うことを徹底することが求められるようになってきている。

さらに、消費者による保守・管理をサポートする事業活動の展開が期待される。製造事業者等は、市場出荷後の点検・整備等のサポート体制をより充実させていくことが期待される。また、高齢化の進展等に伴い、蛍光灯一つの交換でも訪問して安全な暮らしをサポートするいわゆる街の電器店や、消費者による機器の保守・管理をサポートする点検整備事業者、独り暮らしの高齢者世帯を訪問し点検を行うＬＰガス事業者等などの事業者による消費者の保守・管理をサポートし消費者の安全な製品使用を支える事業活動がますます重要となってくると考えら

れる。勿論、保守・管理をサポートする事業者は製造事業者等と連携して必要な情報と技術を確保し質の高いサービスを提供する必要がある。（表Ⅰ－２）

また、住宅設備機器やガス機器であって組込・設置型製品については、不動産賃貸業者・管理者やエネルギー供給事業者等も機器の安全を確保する上でそれぞれの立場から消費者の安全を守るために重要な役割を担っていることを認識し、積極的な役割を果たすよう努めることが重要である。

さらに、製品の設計・製造から保守・管理に至るまでの取組を側面的にサポートする保険等の金融的スキームを利用した事業活動の展開も期待される。

（４）市場出荷後における事故の未然防止対策の強化

製品安全対策は、市場出荷前に、潜在的な危険性を有する製品について技術基準を定め、これに適合する製品のみ販売可能とする規制を措置する規制と、市場出荷後に、技術基準不適合等に対する改善命令、欠陥によって消費者の生命又は身体に危害が生じる危険性のある製品の回収等を速やかに行わせるための危害防止命令等を措置する規制によって構成されている。

従来の製品安全対策は、主として技術基準適合規制等の市場出荷前の規制に重点が置かれていたが、昨年、重大製品事故発生の事実について製造事業者等から国に対して適切に報告がなされていなかった事例が少なからずあったことが明らかとなり、国が重大製品事故発生の状況を把握してその情報を社会全体で共有することによって事故の拡大防止を図るための措置として、新たに重大製品事故の報告・公表制度が創設されたところである。これにより、市場出荷後の事故の拡大防止措置についてはさらなる充実が図られ、大きく前進したといえる。

他方、市場出荷前の技術基準適合規制によっては対処困難な長期使用時の経年劣化による重大製品事故が続発しているところであり、これらの事故がそもそも起こらないようにするための市場出荷後の事故の未然防止対策の強化が求められている。そのため、特に、経年劣化による重大製品事故の可能性がある、消費者による保守・管理が難しく、潜在的危険性のある製品について安全確保の対策を講ずる必要がある。

また、急速な中古品市場の拡大を踏まえ、一度使用された製品が再び販売される中古品について、安全確保の対策を講ずることが必要であると考えられる。

Ⅱ.事業者による消費者の保守・管理サポート制度の創設

１．消費者自身による保守・管理の限界とサポートの必要性

市場出荷後、製品がいったん消費者の手に渡った後は、当該製品を所有する消費者のみがその製品を自由に処分しうる権限を有するものであり製品の安全管理責任は消費者に委ねられている。したがって、長期使用時の保守・管理をなし、安全性を確保する一義的責任は消費者にある。

しかし、長期使用に伴う潜在的危険性を有する製品であっても、以下のような消費者自身による保守・管理を困難とする状況が存在している。

①保守・管理上重要な情報が十分に提供されていない

長期使用に伴う潜在的危険性を有するにもかかわらず、設計耐用年数・点検受検時期・安全性に関わる重要部品の保有期間等の消費者が製品の適切な保守・管理を行う上で前提となる情報が、十分に提供されているとはいえないのが実際である。

②消費者・事業者間の効率的な情報共有の仕組みがない

設計・製造情報を持つ製造事業者等が、消費者に直に接しそれを十分に伝達することのできる機会は少なく、販売事業者等と連携して消費者に対する効果的な情報提供の仕組みを構築することが期待されるものの、対応が進んでいない。例えば、製造事業者等がリコールを実施する場合ですら、社告による情報提供するのみで実際に修理・回収が十分に行われず、その結果、事故拡大を防止するというリコール本来の目的が達成されにくいといった状況もある。

③質の高い点検・整備を実施する体制の整備が十分になされていない場合がある

高齢化等の進展に伴い製品の保守・管理をサポートしてくれるサービスに対するニーズは増えていると考えられるが、特に潜在的危険性を有する製品については、その多機能化・高性能化・複雑化によってこれまで以上に点検・整備に必要な製品情報と技術力が求められるようになってきており、これに対応できる事業者が十分に存在しているとは言い難い場合がある。

これらのことが、長期使用に伴う潜在的危険性を有する製品についての消費者自身による保守・管理を困難ならしめていると考えられる。したがって、このよ

うな長期使用される製品における課題への対応策として、設計・製造情報を持つ製造事業者等、消費者に接し効果的な情報提供ができる販売事業者等が消費者の行う保守・管理を困難ならしめている問題点を克服し、これをサポートする仕組みを構築することによって、社会全体で適切な保守・管理を行う仕組みを構築していくことが必要である。また、このことが我が国において製品安全文化を醸成する上でも大きな意味を持つと考えられる。

なお、一般的に、製品の故障率は、初期故障期・偶発故障期・摩耗故障期を経ながらバスタブ曲線※状に推移する。摩耗故障期において、保守・管理がなされないまま製品が使用され続けると、経年劣化に起因する重大製品事故につながっていくとされている。具体的な制度設計においてはこの点を踏まえた合理的な仕組みの導入が求められる。※製品故障率の時間的変化の典型パターンを表したもの（図Ⅱ－１参照）

２．保守・管理サポート制度の基本的考え方

（１）消費者の自覚と、製造事業者・輸入事業者及び販売事業者等による情報提供

消費者が、自らの保守・管理責任を意識・自覚し、その責任を果たすための前提として、製品の設計耐用年数や、経年劣化に起因する重大製品事故を防止するには最低限摩耗故障期に入る前に点検等がなされる必要があるといった情報を、消費者が覚知しうる仕組みが必要である。この場合、設計耐用年数については、製品の使用環境、条件等が同一ではないため完全に一律に設定できるものではないこと、あくまで消費者が点検を行うべき目安の時期を示すためのものであって無償修理期間ではないことを消費者が十分理解できるよう留意しつつ明確に定義する必要がある。

製造事業者・輸入事業者は、安全な製品を上市するだけではなく製品についての保守・管理上重要な情報を持つ者であり、したがってそれを消費者に提供すべき立場にあることから、消費者が保守・管理上重要な情報を認識しやすいような形で製品等に表示をすべきである。

また、販売事業者等の消費者に直に接する事業者は、消費者との間の契約に付随して、消費者の生命・身体の安全、財産の保護に配慮すべき義務を負っており、この一環として、消費者に保守・管理上重要な情報を伝達し、説明すべきである。

（２）消費者の保守・管理責任と点検体制

消費者が、製造事業者・輸入事業者、販売事業者等から与えられた情報に基づき点検の受検を求めた場合には、適切な能力を有する者がこれに応えることのできる体制が必要である。そして、製造事業者・輸入事業者は、専門的知識を有する立場にあり、最も適切な点検等の対応をなすことができる者であるから、製造事業者・輸入事業者は、消費者からの点検要請に応じることのできる体制を、適切な委託を行うことを含め、責任をもって整えるべきである。

保守・管理は常に行われているべきものであり、点検も定期的に行われることが望ましいのは勿論であるが、バスタブ曲線が急上昇する前に点検しておかなければ経年劣化による重大製品事故発生の要因となりかねず、特に危険性が高くなることから、制度としては、バスタブ曲線が急上昇する前までに特に点検を行うことが適切である。

消費者にはその時期がいつかという判断が難しいので、製造事業者・輸入事業者は、経年劣化事故防止のための受検すべき点検時期を設定・表示し、一定期間（例えば「１０年＋α」の時期までの数年間程度）中は消費者からの点検要請に応じるべきである（詳細は後述）。そして、この一定期間が経過した後は、製品の事故リスクが益々高くなることから、消費者は使用を継続する場合にはより注意深くこれを使用すべきである。

また、潜在的危険性を有する製品が不動産に組込・設置されており、この不動産が賃貸されている場合には、賃貸人は、賃借人の安全性を守るべき立場であることから、一般の個人消費者に比してより強い責任があることを自覚し、高い意識をもって点検に望むべきである。

以下、具体的な制度設計につき検討する。

３．対象製品の指定

長期に使用される製品のうち、火災や一酸化炭素中毒等の原因になりやすい、燃焼系のガス機器、石油製品又は高圧・大電流系等の電気製品であって、消費者自身による保守・管理が難しく、経年劣化による事故発生率が高い製品を指定していくことが考えられる。

過去の事故情報を踏まえた分析結果として、設置型・組込型製品は、可搬型に比べて経年劣化による重大製品事故の危険性が高いということが示されている。その原因として、設置型・組込型製品は、住宅設備と同じように長期間使用される傾向にある上に、可視部分が限られていて不具合等を覚知しづらく、消費者自身による保守・管理が困難であるという事情が考えられる。

具体的な指定すべき製品については、今後もデータのさらなる詳細な分析を進めるべきであるが、現在のところでは、次の製品が経年劣化による事故発生率が高く、指定について検討することが適当であると考えられる（表Ⅱ－１）。なお、具体的な指定にあたっては、製品の型式、設置場所等による危険性の違いを十分に分析し、その結果を踏まえたものとなるよう留意するべきである（表Ⅱ－２）。

○都市ガス用ガス瞬間湯沸器（屋内型）

○ＬＰガス用ガス瞬間湯沸器（屋内型）

○都市ガス用ガスふろがま（屋内型）

○ＬＰガス用ガスふろがま（屋内型）

○石油給湯器

○石油ふろがま

○ＦＦ式石油温風暖房機

○電気食器洗い乾燥機（ビルトイン型）

○電気式浴室換気乾燥暖房機

４．消費者による保守・管理にとって重要な情報の表示・説明等

（１）保守・管理上重要な情報の表示、説明文の添付

製造事業者・輸入事業者は、指定製品本体（本体に十分なスペースがない製品についてはそれに代わる箇所）に、①製造年月、②設計耐用年数、③点検期間、④製造事業者・輸入事業者名、連絡先等を表示する（図Ⅱ－２）とともに、消費者の購入の際の判断等に資するよう、製品カタログ・取扱説明書等において、安全上重要な部分を中心とした部品の保有期間や点検料金の目安等の点検後の消費者に対する保守・管理サポートについての対応方針を記載すべきである（図Ⅱ－３）。

また、製造事業者・輸入事業者は、保守・管理サポートの具体的内容や、製品所在情報が消費者から製造事業者・輸入事業者に伝達される必要性といった保守・管理上重要な情報が記載されたカードと、下記の情報伝達サークルシステムにおける製品所在情報が製造事業者・輸入事業者に伝達されるための連絡カードからなる書面（仮称：インフォメーション・レジストレーションカード（指定製品説明・所有者連絡カード））を作成し、これを製品に添付すべきである。

（２）保守・管理上重要な情報の説明

販売事業者は、指定製品の保守・管理上重要な情報が記載されたインフォメーション・レジストレーションカードを消費者に交付し、その内容につき説明するべきである。なお、指定製品が転売されていく場合の関連事業者に関し、指定製品に係る情報提供につき一定の役割を担うことを検討する必要がある。

５．消費者・事業者間の情報伝達サークルの形成

（１）情報伝達サークルの形成

消費者の保守・管理に対する意識を喚起するためには、点検時期到来時に点検通知がなされることが有用と考えられる。また、事故未然防止のためには、指定製品についての取扱上の注意点や危害情報が消費者に対して周知されることが有益である。

そこで、製造事業者等と消費者とをつなぐ情報伝達サークルを、販売事業者等との連携により形成することが重要であり、その形成のためのスキームが検討されるべきである。

（２）各関係者の役割と具体的形成スキーム（図Ⅱ－４）

①製造事業者・輸入事業者は、消費者の自主的な保守・管理をサポートするに足る能力を持つ者として、所在情報が集約されるシステムを構築すべきである。

－情報伝達サークルシステムの説明文を記載したインフォメーション・レジストレーションカード（図Ⅱ－５）を製品に同梱し、消費者から返送されてきたレジストレーションカードに記載された情報を電子的に一元管理するなど

して集約し、適切に管理する。製造事業者・輸入事業者は、この情報は、点検通知・危害情報の通知等の消費者の安全確保に必要な場合しか使用しない。

－消費者の点検実施を促進するため、点検時期到来前に、レジストレーションカードを返送した消費者に対して点検通知をなさなければならない。また、指定製品についての取扱上の注意点や、リコール情報、不具合情報、国が公表した場合を含め、経年劣化等に関する危険情報を消費者に通知するよう努める。

②販売事業者等は消費者に対し、売買契約に伴い、情報を提供した上で説明をなし、消費者の安全に配慮すべき責任を有している。レジストレーションカードの返送を消費者に任せるのみでは、消費者がカードの存在に気付かなかったり、カードを紛失して返送率が低下する危険性が高いため、社会的効率性や実効性を高めるため、販売事業者がこれをサポートするための以下のような取組を行うことが求められる。

－付随義務履行の一環として、インフォメーション・レジストレーションカードを消費者に交付し、指定製品の所有者及び設置場所等を製造事業者等に連絡すべき旨について説明する。

－消費者の記入したレジストレーションカードを集約して製造事業者等に返送するよう協力する。また、製造事業者・輸入事業者は、販売事業者が返送に協力した場合、消費者の要請等に応じ適切に販売事業者から製造事業者等に通知されたこと等を確認できる仕組みを構築するべく、電子的 DB の活用を含め検討する必要がある。

－指定製品の所有者は変わらないが、所在場所が変更となった場合には、当該製品を所有する消費者は、既に指定製品についての保守・管理上の情報提供を受けているものであるから、消費者の自主管理原則に基づいて、消費者自身が情報の変更手続をなすべきである。なお、指定製品が転売されていく場合の関連事業者に関し、指定製品に係る情報提供につき一定の役割を担うことを検討する必要がある。

③消費者は、指定製品を保守・管理すべき責任に基づき、レジストレーションカードに指定製品の設置場所と所有者名を記入し、販売事業者等の協力を得つつ、製造事業者・輸入事業者に返送することが求められる。

（３）情報伝達サークルの活用、電子的・技術的方法の模索

製造事業者・輸入事業者は、事故情報の収集・提供、危害拡大防止措置に努めなければならないとされているところ（消費生活用製品安全法第３４条第１項、第３８条第１項)、指定製品に関して、情報伝達サークルを活用し、点検通知を行うことに加え、不具合情報・リコール情報等を消費者に提供するなどして上記責務をより良く果たすことができる。

また、情報伝達サークルシステムについては、インフォメーション・レジストレーションカードを物理的に交付、返送する方法以外にも、消費者、販売事業者の協力を得つつ、インフォメーション・レジストレーションカードの内容についてインターネット等を利用して電子的に伝達する方法の導入もあわせて検討されるべきである。

さらに､製造事業者･輸入事業者から消費者に対する点検時期通知については、ディスプレイ表示やアラーム等の手法を併用することも検討されるべきである。

６．消費者による点検要請への応諾

（１）点検時期・点検期間の設定

消費者の自主的な保守・管理を促すため、製造事業者・輸入事業者は、各製品の標準的な使用の下に想定されている設計耐用年数等を踏まえ、製品の安全使用にとって最低限必要な点検目安時期を定めるとともに、一定期間（例えば「１０年＋α」の時期までの数年間程度）の点検期間を設定し、これを消費者に対して示すべきである。また、点検目安時期及びその期間が製品本体等に分かりやすく表示されるものとすることによって、消費者は表示を見て製品を選択することが可能となる。ただし、同品目の製品であっても、標準的な耐久性・価格のもの、高耐久性・高価格のものといったように、製造事業者・輸入事業者は多様な商品戦略の下で製品を製造していることから、点検時期や点検期間の設定について一律とすべきではなく、個々に期間設定が行われるべきである（図Ⅱ－６)。

また、点検時期や点検期間の設定にあたっては、想定される使用地域や使用目的などの使用環境に十分留意し、例えば寒冷地仕様の場合にはその点を十分考慮するなどきめ細やかな対応が求められる。

（２）消費者による点検要請

点検受検を始めとする指定製品の保守・管理は、その製品の使用、処分について自由な裁量を持つ者がなすべきであり、点検を要請する消費者と点検通知を受け取る消費者は同じであるべきと考えられるところ、本制度において点検を要請する「消費者」に占有者や管理者も含まれるものとすると、製造事業者・輸入事業者は所有者・占有者・管理者の全てに通知を行うべきものとなり、点検を行うべき者が曖昧となるため、原則として、「指定製品の所有者」が点検要請をなすこととすべきである。

（３）本制度における「点検」の意義、内容等

本制度は、消費者が製品を長期に使用する中で行うべき安全管理は基本的には消費者自身が行うものという原則に立ちつつも、取組が困難な部分を製造事業者等が点検等のサポートを行うことにより、事故の未然防止を図るものである。このような原則に基づき、本制度における「点検」は、「製品の安全性を客観的に確認し、消費者にその結果を通知するもの」と捉えるべきであって、安全性にとって重要な部分について行われるべきである。

また、点検の内容が指定製品の安全維持にとって適切なものとなり、また、点検の義務範囲も明確となり、さらに、点検した結果を消費者に客観的に伝えることができるようにするために、指定製品の点検における適切な「技術基準」を設定すべきである（表Ⅱ－３）。

さらに、製造事業者・輸入事業者に点検要請に応諾する義務を求めるに際しては、適切に点検等を実施するのに必要な体制整備の担保策として、指定製品の製造事業者・輸入事業者につき、登録制を含め適切な措置がとられるよう検討するべきである。

（４）安全確保のために点検後に取るべき措置等

消費者の長期使用時における安全確保の強化のためには、点検後、その結果が製造事業者等から消費者に適切に提供され、整備、買い換えなど点検によって顕在化した安全上の問題を解消する措置を消費者が複数の選択肢から選択できるようにすることが必要である（図Ⅱ－７）。

また、点検の結果、点検を受けた製品がまだ整備可能な状況であれば、上記の対応のうち、整備については消費者の期待に応じて着実に行われることが重要である。そのため、既述のとおり、製品の購入時安全上重要な部分を中心とした部品の保有期間等の点検後の対応方針に係る情報が提供されることによって、消費者はその情報を踏まえて製品を選択でき（例えば、一定期間後であっても部品交換に応じてもらえるかなど）、製造事業者等においても、表示した内容に基づき適切に対応することができるような仕組みを構築すべきである。

（５）点検のための技術情報の適切な伝達

製造事業者・輸入事業者がよりきめ細やかな保守・管理サポートを効率的に行うためには、地域密着型で点検整備等を行う事業者に委託する場合もあると考えられるが、点検等を他の事業者に対して委託する際には、委託先事業者に技術情報を提供することなどにより、適切な点検等が行われるような仕組みを構築すべきである。

また、製造事業者・輸入事業者が倒産した場合であっても、少なくとも点検は行われるようにするため、製造事業者・輸入事業者の持つ点検に必要な技術情報を公的機関に事前提出するなど一定の仕組みが検討されるべきである。

（６）点検の実効性の確保に向けて

本点検制度は、消費者の自主的な保守・管理を製造事業者・輸入事業者、販売事業者等がサポートすることにより事故の未然防止を図るものである。したがって、その実効性は、消費者が点検要請を行う割合がどの程度高いものとなるかが極めて重要である。

現在、ガス機器や電気製品等について製造事業者等が任意に行っている点検等の保守・管理サービスの実施率が低いものにとどまっているのは、点検時に支払われなければならない費用が抑止力となってしまっているのではないかとの指摘がある。かかる現状のままで、本制度が現時点から１０年前後の年数が経過してから実質的に動き出しても、点検要請を行う消費者の割合は低率にとどまってしまうため、製品購入時に製品価格に上乗せして将来の点検料金を前払いで徴収することにより、「点検を受けなければ損」というインセンティブを働かせて点

検要請率を上げるべきではないかとの見方もある。

しかしながら、本制度は、あくまで消費者の自主的な保守・管理をよりよくするための制度であって、強制的に点検料金を前払いで徴収することは、制度の理念には必ずしもそぐわないものである。また、現在、ガス機器や電気用品等について実施されている民間の様々な点検等のサービスにおいては、消費者が必要な時期に必要に応じて、点検料金を支払う仕組みとなっており、点検料金は後払いとすることが実態にも沿ったものと考えられる。

公平性・適切性の観点からは、消費者によっては点検を受検せずに製品を買い換える場合もあり、また、仮に製造事業者等が倒産した場合には、前払い方式では消費者が点検料金を再度重複して支払わなければならなくなる可能性があることから、前払い方式で一律的に料金を徴収することは公平性の面で大きな問題がある。したがって、消費者の利益を考慮すると、後払い方式が公平であると考えられる。また、前払い方式は、課税上の問題も生じることとなり、適切性を欠くと考えられる。勿論、後払い方式においても、消費者に対して、購入時に、例えばその購入時点での点検料金を参考として示すなど一定の目安を明示する取組は求められる。

一方、点検実施率が現状の保守・管理サービスにおいて低いものにとどまっている要因としては、料金支払いの負担感のみではなく、

① 現状では適切な点検時期や点検料金がわからず、点検の効果も明確でないこともあること

② 製造事業者等の任意点検サービスを受けるべく消費者から電話等で連絡をしても事業者側の体制が整備されておらず適切な対応が取られていないこともあること

③ 住居内の複数の機器でそれぞれ製造事業者が異なると、機器ごとに製造事業者に依頼せねばならず入れ替わり立ち替わりの対応となり、煩雑であるなどの原因も考えられる。

本来消費者の側においては、消費者の意識調査（図Ⅱ－８）の結果で示されているように、点検の効果が明確になれば適正な費用を負担して点検受検しようとする賢明な姿勢を、消費者は十分に有しているものである。

したがって、本制度が本格的に遂行されることとなる約１０年後における点

検受検率が上がるためには、

① 既販品についても製造事業者・輸入事業者が推奨される点検時期についての十分な周知活動や点検料金の明示により消費者の点検意識を高めること

② 製造事業者・輸入事業者にあっては、既販品について、消費者からの点検要請があった場合には、指定製品のみならずそれ以外の機器についても真摯に対応できるだけの体制を整備すること

③ 異なる事業者によって製造された機器であっても点検できるように、可能な場合には、業界としての資格制度を創設するなどして、消費者側の利便性に資するものとすること

といった業界の自主的な取組が求められる。

こうした業界による自主的な対応が幅広く進められることによって、消費者が点検要請を自ら行う意識が高まり、その延長線上として、本制度の対象となる点検要請が消費者から行われることが期待されるところであり、本制度による点検のみならず、既販品を含め、民間の様々な点検・整備等の保守・管理サポートサービスが幅広く行われることによって、消費者に自ら点検・整備等の製品の保守・管理を行うという製品安全意識を醸成していくことが強く期待されるところである。なお、その際、いわゆる悪質な点検商法が起こることのないよう消費者に対する制度等の周知の対応が行われる必要がある。

７．国による危険情報の公表

指定製品に関しては、重大製品事故情報の公表制度に加え、国又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）が、設計耐用年数を超えた指定製品について既販品を含め、ヒヤリハット情報等の収集、試買テスト等を通じて、経年劣化事故等に関して分析を行い、経年劣化による危険性につき公表することが重要である（写真１、２）。

８．既販品等についての業界の自主的な取組・ＩＴの活用

（１）既販品等についての業界の自主的な取組

現在でも、製造事業者・輸入事業者は、製品の初期故障期においては消費者の

購入後１年間の無償保証を、偶発故障期においては、故障・不具合時には有償で点検・修理を行うなど、消費者からの要請に応じた対応をしてきているところであり、引き続きこれらの取組を続けていくことが重要である。

また、製造事業者・輸入事業者は、既販品についても、販売事業者等とも連携しつつ、点検・整備体制のさらなる強化、消費者への啓蒙活動の推進等を実施し、保守・管理サポートビジネスの構築・拡大を進めていく努力が求められる。

販売事業者等の中には、市場出荷前に技術基準規制の対象外の製品についても安全基準に適合した自主認証マーク製品のみを販売する取組等を実施している事業者もあり、引き続きこれらの取組を続けていくことは重要であるが、さらに、製造事業者・輸入事業者の行う既販品についての点検・整備サービスの提供に協力するよう努めるとともに、消費者に接する立場にあることを活かし、消費者サポートを行う独自のビジネスモデルの模索や、地域密着型の取組み等を行うよう努めるべきである。消費者は、自己の保守・管理責任を自覚し、積極的に点検・整備を行うことが求められる。

このように各関係者が連携し、それぞれに意識を高めることによって、保守・管理文化を定着させ、安全・安心な社会を作り出していくべきである。

（２）ＩＴの活用

既述の情報伝達サークルにおけるレジストレーションの電子的な伝達のみならず、将来的には、製品のトレーサビリティ等の実効化の観点から、電子タグ等の新たな技術を活用して所有者・所在地情報のみならず機器の状態等も電子的に伝達・制御するリモートメンテナンスによる保守・管理を実施することが考えられる。今後、その実現に向けて、必要な技術開発や実証実験等に、国と事業者が協力して取り組んでいくべきである。

９．製品安全分野における個人情報保護法に関する問題

市場出荷後の製品安全の確保のためには、製品の点検・整備や修理・回収等を実施しようとする製造事業者等と、消費者と接し個人情報を有する販売事業者等が相互に連携して、製品事故を防ぐために積極的な取組を行うことが求められる。

しかしながら、個人情報保護法施行後、同法等に対する誤解等に起因して、必要とされる個人情報の提供が行われなかったり、各種名簿の作成が中止されるなどの「過剰反応」と言われる状況が一部に見られており、製品安全分野においても同様の事例が見られる。例えば、製品事故が生じたために製造事業者が消費生活用製品をリコールする場合に販売事業者が製造事業者に対して当該製品の購入者の情報を提供する場合であれば、本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供できる事由に該当する※。しかし、過剰反応によって、必要な個人情報が提供されなかったという事例もある。今後、事業者による法令の正確な理解が期待される。

また、製品安全分野においては、今後、事故の拡大防止に加え、事故の未然防止が極めて重要となってくると考えられるところ、例えば、リコールに至らないような場合であっても、製造事業者等が事故の未然防止を図るため消費者に連絡して訪問点検しようとする際に、販売事業者等が有している消費者の個人情報の提供を受ける必要があるとき等に、どのような要件を満たせば個人情報保護法上の「本人の同意なくして第三者に提供できる場合」に該当するのかを明確にするべく検討を進める必要がある。

※経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」に明記。

Ⅲ．中古品の安全・安心の確保について

１．中古品の安全・安心確保の必要性

消費者において一度使用された製品が再び販売される中古品については、長期の製品のライフサイクルにおいて使用される可能性が高いものであり、顕在化してはいないものの長期使用による潜在的事故リスクを有するものである。

中古品市場における電気用品についての調査によれば、約４５％の販売事業者が消費者から何らかの苦情を受けている（図Ⅲ－１）。具体的には、購入した製品が使用後すぐに機能しなくなった、購入した製品の使い方が分からない等の苦情を受けている（図Ⅲ－２）。

一方で、技術革新に伴い新機能や省エネに優れた新製品が次々と登場し結果的に使用可能な製品が中古市場に供給されていること、中古品は安価であることを重視しそれを求める消費者が増加していること、資源有効利用の観点に基づく３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の考えが浸透したこと等による中古品に対する消費者ニーズの高まりなどにより、中古品の市場規模は急速に拡大している（図Ⅰ－６）。こうしたことを踏まえ、中古品が有する潜在的なリスクの程度と中古品市場の実態に応じて、適切な安全確保が図られることが必要である。

２．中古品の安全・安心確保に向けたプログラムの考え方

中古品については、国が、消費者の安全・安心を確保するための積極的な取組を行う事業者を中心とした業界自主プログラムの策定・普及を支援し、販売段階での安全・安心の確保を推進することが効果的かつ実効性が高いと考えられる。

業界自主プログラムのスキームとしては、中古品販売事業者、製造事業者、消費者等がそれぞれの役割を果たしつつ、例えば、点検の実施、点検責任者の配置、取扱説明書の添付、保証期間の提示、リコール品の販売禁止等を内容とするガイドラインを本委員会において策定・公表し、当該ガイドラインに適合した中古品販売事業者が推奨される仕組みが適切な役割分担のもとで構築されることが考えられる。その際には、中古品販売事業者には中小零細企業が多いと考えられるが（図Ⅲ－３）、これらの事業者が中古品の安全・安心確保のために適切な取組ができるような仕組みを構築するべきである。

また、消費者は、中古品を購入する際には、推奨された中古品販売事業者から購入することにより自らの安全・安心確保を図ることが期待される。

対象とする製品は、電気用品等の消費生活用製品のうち、中古品市場の実態等を勘案し、主として一般消費者が使用する中古製品を中心に選定すべきである。

なお、当該ガイドラインの策定にあたっては、全国の中古品販売事業者等からの意見聴取を行い、その意見を踏まえた上で検討を進めていく必要がある。

３．旧電気用品取締法適合製品の経過措置の見直しの検討について

本委員会において、中古品の安全・安心確保に向けた検討に際し、昨年春に電気用品安全法いわゆるＰＳＥ制度に関し、販売前に検査することを求めた旧電気用品取締法適合製品の取扱いについても検討するよう指摘された。以下は、旧電気用品取締法適合製品に関する実態調査の結果等を踏まえ検討したものである。

（１）旧電気用品取締法適合製品の経過措置に係る経緯

平成１３年４月通商産業省関係の基準・認証制度等の整備及び合理化に関する法律（平成１１年法律第１２１号）が施行されたが、これにより、電気用品取締法（旧法）が電気用品安全法（新法）に改正され、事前規制から事後規制を中心とした制度変更が行われる一環として、（イ）新法については、旧法と技術基準適合義務は同じであるものの、事業者が自ら検査をした上でＰＳＥマークを表示することが義務付けられるとともに、（ロ）経過措置期間内（指定電気用品毎に５年、７年、１０年に分けて設定）は、旧電気用品取締法適合製品に付された旧表示をＰＳＥマークとみなすことにより販売を認める措置がとられた。

しかしながら、経過措置が５年の旧電気用品取締法適合製品については、平成１８年３月末に経過措置が終了し販売できなくなる直前になって、中古品販売事業者等にその点の周知が十分に至らないまま、社会的混乱が生じることとなった。

これについて経済産業省は、施行日までの極めて短い時間しかない中で、旧電気用品取締法適合製品の安全性の状況が十分確認できなかったため、検査義務が課されていなかった一部の旧法製品については、新たに検査義務を果たした上で販売することを求める運用を実施することとした。あわせて、ビンテージ品については経済産業大臣の承認を受けた場合は販売を許可するとともに、中古品販売

事業者に対する検査業務の支援等の一連の対策を講じた。

なお、平成２０年３月に７年間の経過措置の期限が終了することとなっている。

（２）中古電気用品市場の状況及び旧電気用品取締法適合製品の在庫状況

中古電気用品については、平成１１年度と比較して、平成１６年は年間商品販売額が約２．２倍増加している（図III－４）。また、中古品販売事業者の主要家電の在庫調査によれば、旧電気用品取締法適合製品の在庫は約８％となっている（表III－１）。

（３）旧電気用品取締法適合製品の絶縁耐力検査の結果

平成１８年に行われた独立行政法人製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）の絶縁耐力検査機器貸出による検査及び出張検査結果について整理したところ、中古販売に供される旧電気用品取締法適合製品についての不適合率は零であり（表III－２）、さらに中古品の旧電気用品取締法適合製品と新電気用品安全法適合製品に関する絶縁耐力試験の比較調査の状況によれば、旧電気用品取締法適合製品と販売前に検査不要な新電気用品安全法適合製品とに差異は見られなかった（表III－３）。また、中古の販売数が多い主要電気用品について絶縁耐力検査の実施状況を製造事業者・輸入事業者に調査したところ、旧法下においてもこれらの電気用品については全数について検査を実施していることが分かった。（表III－４）。

（４）旧電気用品取締法適合製品の経過措置の見直しの検討について

本委員会においては、「旧法と新法の技術基準は同じであること、実態調査を通じて旧電気用品取締法適合製品と新電気用品安全法適合製品の安全性が同等であることが確認できたことなどを踏まえれば、新電気用品安全法適合製品と同じく旧電気用品取締法適合製品についても検査を要せず販売することを認めるよう制度改正することを検討するべき。」との意見が大勢を占めた。今後、旧電気用品取締法適合製品の経過措置について、本委員会の指摘を踏まえた制度の見直しが検討されるべきである。

なお、いわゆるビンテージ品はＥＵでも情報提供を前提に規制から適用除外であること等を踏まえ引き続き現在の特別承認制度の運用を継続すべきである。

Ⅳ．おわりに ～製品安全文化の構築に向けて～

製品ライフサイクル全体における安全の確保は、我が国の社会を構成する消費者、製造事業者・輸入事業者、販売事業者、修理事業者・設置事業者、エネルギー供給事業者、学識経験者、行政機関等が、製品安全の重要性を強く認識し、一丸となって取り組むことが必要である。そのためには、事故を未然に防止し、事故が生じた場合であってもその被害を最小限に留め、その経験をさらなる製品安全の強化に活用していく上で、それぞれが役割を果たすことにより、我が国に製品安全文化を構築していくことが必要である。

これまでも事業者による保守・管理サポートの取組は行われてはいるものの、実施率が低調であったり、そもそも体制が不十分であるなど、事故を未然に防止する観点からは十分な状況にあるとは言い難い。今回検討された長期使用時の潜在的危険性を有する製品についての保守・管理サポート制度の創設を契機として、消費者の保守・管理意識の向上、事業者の売り切り型から製品ライフサイクル全体を見据えたビジネスモデルへの転換が期待される。

また消費者が中古品を安全・安心に使うことができるよう、安全・安心確保に積極的な取組を行う事業者を中心として業界自主プログラムが効果的に実行されることにより、中古品市場においても製品安全文化が一層浸透していくことが期待される。

今回検討された制度は、あくまで製品ライフサイクル全体における安全確保に向けた必要最低限の取組を示すものである。

今後は、これらの制度の創設を契機として、我が国における製品安全の確保を図るべく、国等、事業者、消費者が三位一体となって積極的な取組を行うことが必要である。国等は制度の執行や周知徹底に万全を期すこと、事業者は制度を遵守することは勿論のこと、より安全な製品の製造・販売等を行うとともに消費者の保守・管理サポートに積極的に取り組むこと、消費者は製品の保守・管理の重要性を認識し主体的に安全管理に取り組むことにより、三者が一丸となって役割を果たすことにより、我が国における製品安全文化が確立していくことが期待される。